

地震防災対策基準

2006年12月20日 制 定

2025年12月1日 最終改定実施日

住 鋳 物 流 株 式 会 社

目 次

第1章	総 則	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第2章	防災体制および情報伝達	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第3章	点検および整備	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
第4章	船舶の運航中止および避難等	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第5章	教育、訓練および広報	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

地震防災対策基準

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この基準は、安全管理規程第3条に基づき地震が発生した場合、または津波警報が発せられた場合に実施する措置および地震に係る防災訓練ならびに地震防災上で必要な教育と広報に関する事項を定め、地震防災対策を迅速かつ的確に実施し人命の安全確保と被害の軽減を図ることを目的とする。

(地震防災対策実施上の基本方針)

第2条 地震防災対策は、次に掲げる基本方針のもとに原則として次章以下に定めるところにより実施するものとする。

なお、これによることが不適當な不測の事態が生じた場合には、事態に即応した最善の措置をとるものとする。

- (1) 人命の安全確保を最優先とする。
- (2) 関係機関と相互に密接な連携をとりつつ全力をあげて対処する。

(適 用)

第3条 この基準は、当社が営む航路のうち次の航路に適用する。

- (1) 新居浜～四阪航路

第2章 防災体制および情報伝達

(地震防災対策組織の設置)

第4条 地震が発生した場合（小さな揺れで、運航等に支障がないと判断できる場合を除く。）または津波警報等が発せられた場合（以下「地震発生時等の場合」という。）には、地震防災対策組織（以下「対策組織」という。）を設置するものとし、その組織および編成を別図1のとおりとする。

(職務および権限の委任)

第5条 対策組織の要員の職務は、別図2のとおりとする。

(情報の伝達経路)

第6条 地震等に関連する情報の伝達経路は、別図3のとおりとする。

- 2 運航管理者および副運航管理者と船長の連絡は、船舶電話およびVHFにより行う。また海運部部員は社内震災対策マニュアルに則り、安否確認一斉メールに返信するとともに別途直属の上司へ連絡する。連絡の取れない場合は、上位職者へ連絡する。

(旅客に対する情報の伝達)

第7条 旅客対策部長および船長は、地震等に関連する情報を乗船待合所の旅客および船内の旅客に対し、速やかに伝達し周知する。

- 2 地震等に関連する情報の伝達にあたっては、次の事項に留意し旅客の混乱を招かないよう配慮する。
 - (1) ラジオまたはテレビ等により情報を確認し正確を期するとともに、旅客が直接ラジオまたは、テレビ等を視聴できるよう考慮する。
 - (2) 船舶の運航方針等をあわせて伝達する。
 - (3) 市町村長等から居住者等に対する避難の指示または勧告が出ている場合には、避難場所、避難経路その他避難の要領を教示する。
 - (4) 非常の場合の避難要領、救命胴衣の格納場所および着用方法等を周知・徹底する。

第3章 点検および整備

(平常時の点検および整備)

第8条 運航管理者および船長は、あらかじめ起終点または寄港地およびその周辺海域ならびに第11条に定める避難予定海域および避難予定港湾につき、海図をはじめ事前に把握しうる津波に関する情報、港湾施設の状況、漁具の設置状況等の資料を収集し、船内その他の必要な場所に備え付けておくものとする。

- 2 船長は、発航前に食料、飲用水、燃料等を点検し、これらが運航を中止した場合、数日間の海上への避難または避難予定地への航行に十分であることを確認し、必要に応じ補給しておくものとする。
- 3 運航管理者および船長は、情報の収集および確認のため船内その他の必要な場所にラジオを備え付け、常に使用可能な状態に整備しておくものとする。

(津波警報発令時等の点検および措置)

第9条 船長は、津波警報等が発せられた場合は、速やかに情報を把握し津波到達まで時間的余裕があり、かつ、避難に要する時間を十分確保できる場合には、船体、機関、救命・消防設備等の点検を行い、特に船内移動物の固縛および危険物の保管に万全を期するものとする。

- 2 船長は、津波警戒宣言が発せられた場合においても、上記の点検等に係る措置を行うものとする。
- 3 係船中の津波発生で、機関職不在の際は在船中の乗組員にて機関発動し発航準備の措置を行い待機する。

第4章 船舶の運航中止および避難等

(運航中止)

第10条 地震発生時等の場合は、原則として直ちに運航を中止する。

ただし、地震等の影響を受けるおそれのない安全な港へ向けて航行中もしくは直ちに安全な港へ向けて出港しようとしている場合はこの限りでない。

(運航中止後の船舶の避難および保安)

第11条 第10条の規程に従い運航を中止した時点において、着積中の場合は安全を確認し旅客の取り扱い（乗下船の必要性等。以下同じ。）を判断したうえで、下記（1）から（3）のいずれか、また、航行中の場合は直ちに下記（1）または（2）のいずれかにより避難および保安措置を講ずる。

（1）新居浜港もしくは四阪島沖合いの他船の交通の妨げとならず、かつ、津波による被害のおそれのない広い海域に避難し、航走、漂泊または錨泊のうえ所要の保安措置を講ずる。

（2）新居浜港または四阪島港他、次の全ての事項が確認できる港へ避難する。この場合にあっては、状況変化に対応しいつでも移動、避難できるよう、航海要員を配置し、機関用意をしておくものとする。

イ 津波警報が発令されていない、または地震予知情報により津波のおそれがないとされていること。

ロ 海上保安庁による交通規制（入港の制限または避難の勧告）がなされていないこと。

ハ 港湾管理者による港湾施設の使用制限がなされていないこと。

ニ 市町村長等による居住者等に対する避難の指示または勧告がなされていないこと。

（3）係留を継続する場合には、係留索の増取り、錨の投入等係留を強化するなど十分な保安措置を講ずるものとする。

(運航中止後の旅客の取扱い)

第12条 運航を中止し、旅客を下船させた場合または乗船させない場合であって、当該港について市町村長等の居住者等に対する避難の指示または勧告がなされ、旅客の避難が必要とされるときの避難要領については、別紙に定めるところによる。

(避難先等の通報)

第13条 船長は、第11条により避難した場合には、速やかに防災対策部長に対し、避難位置、避難後の状況等を通報するとともに、以後の連絡を密にするものとする。

また、防災対策部長は、これを運輸局等その他の関係機関へ別表「防災対策実施状況通報機関一覧表」により通報するものとする。

(避難時の留意事項)

第14条 第11条による避難を行う場合には、次の事項に留意し万全の保安措置を講ずるものとする。

- (1) 他の避難船等も多く、混雑が予想されるので衝突等を避けるため、操船には慎重を期すること。
- (2) 狭い水道や港口付近を航行中に津波が来襲すると、圧流による偏位や舵効の変更のため乗揚、衝突等の危険も考えられるので、見張、船位確認の徹底、機関用意、錨用意等十分な保安措置を講ずること。
- (3) 錨泊中に津波が来襲すると、振り回りや走錨による他船との接触や乗揚等の危険も考えられるので、錨鎖の伸長、第二錨の使用、機関用意等の措置をとること。

(運航の再開)

第15条 第10条により運航を中止した船舶は、津波警報等が発せられている場合にはこれが解除され、かつ、使用港湾につき安全が確認される等、運航再開に支障がないと認められた場合、または警戒解除宣言が発せられた場合には運航を再開する。

(地震発生後の旅客の下船)

第16条 第11条により旅客を乗船させたまま海上へ避難した場合であって、地震が発生し、津波が去った後、第15条による確認ができず、短時間で運航が再開する見込みがない場合には、港湾施設の損傷状況、水深等を慎重に確認し、安全な港へ入港して旅客を下船させる等の措置を講ずるものとする。

この場合において、津波は、必ずしも第1波が最大振幅をもって来襲するとは限らないということに留意するものとする。

(発災後の措置)

第17条 旅客、乗組員、船舶等に被害が生じたときは、事故処理基準の定めるところにより措置するものとする。

第5章 教育、訓練および広報

(地震防災に関する教育および訓練)

第18条 運航管理者は、当社単独にまたは関係機関もしくは関係事業者と共同して地震防災に関する教育および訓練を計画的に実施するものとする。

2 地震防災に関する教育については、特に次に掲げる事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 地震にともない、発生すると予想される地震動および津波に関する知識
- (2) 地震および津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識

- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として、現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として、取り組む必要がある課題

3 地震防災に関する訓練の計画は、特に次の事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 地震等に関する情報の収集、伝達
- (2) 従業員、旅客等の避難に関する事項
- (3) 旅客に対する広報
- (4) 資機材等の点検

(地震防災に関する広報)

第 19 条 総務部長は、地震発生時等の場合の運航および避難に関する計画、下船した旅客の避難場所、避難経路等を示す図面等をあらかじめ乗客待合所に掲示しておくとともに、これらを記載したパンフレットを船内その他の場所に備え付けておくものとする。

地震防災対策組織編成表

地震防災対策本部

住 鋳 物 流 株 式 会 社

TEL0897-37-2474

① 本部長 (社長)

② 副本部長 (取締役
海運部長)

防災対策部

- ① 部長 (運航管理者)
- ② 副部長 (副運航管理者)
- ③ 部員 (旅客庶務対策員)
- ④ 防災対策船 (いずみ)

旅客対策部

- ① 部長 (総務部長)
- ② 部員 (総務部員)

庶務対策部

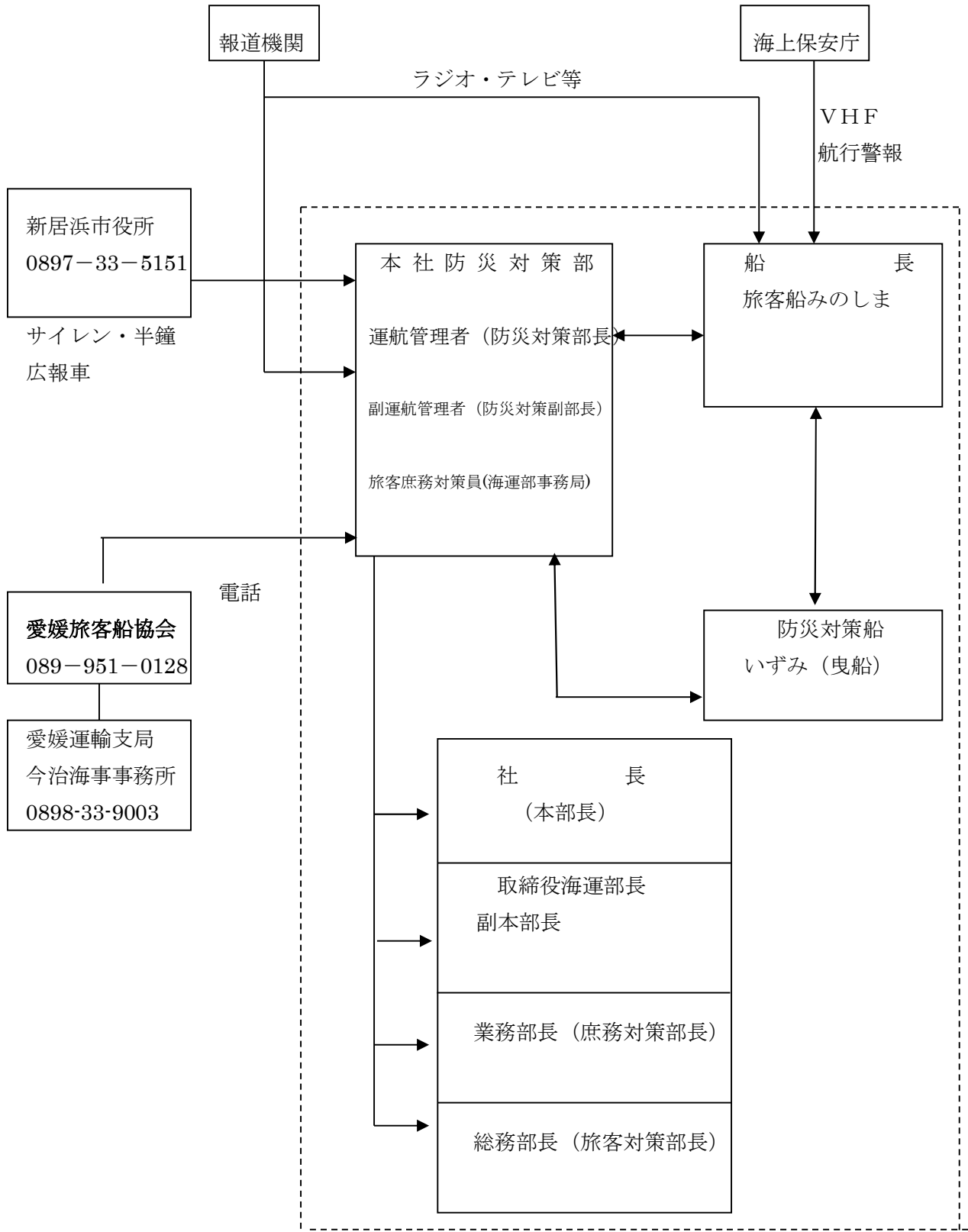
- ① 部長 (業務部長)
- ② 部員 (業務部員)

地震防災対策組織の要員の職務

地震防災対策本部員の職務

職 名	職 務
本 部 長	本部長は、地震防災対策の実施方針を定め、その全般を統括し本部員を指揮・監督する。
副 本 部 長	副本部長は、本部長を補佐し各部の業務の調整を図り、本部長の諮問に応じ地震防災対策の実施方針の策定に参画する。また、本部長の特命事項の処理および地震防災対策の実施につき、助言および支援を行い本部長を補佐する。本部長不在時には、本部長の職務代行を行う。
防 災 対 策 部 長	<ol style="list-style-type: none"> 地震等に関連する情報の収集、整理および伝達を行う。 使用港湾（運航中止後の避難予定先の港湾および海域を含む。）における交通規制、港湾施設の使用制限、市町村長等による避難の指示等の状況を調査する。 船長との連絡を確保し、運航中止、避難等に関し船長と協議にあたるとともに、船長に対する支援を行う。 旅客対策部・庶務対策部が機能不能となった場合は、旅客庶務対策員および海運課員に各担当部署の役割を指示する。
防 災 対 策 副 部 長	防災対策副部長は、防災対策部長の補佐を行い対策部長不在時には職務の代行を行う。
旅 客 対 策 部 長	<ol style="list-style-type: none"> 乗船待合所の旅客に対し、地震等に関連する情報を伝達し、周知するとともに今後の運航予定を説明する。 市町村長等の避難の指示勧告がなされた場合には、旅客に対しこれを伝達および周知するとともに、円滑な避難がなされるよう措置する。 その他旅客の応急救護等、その安全を確保し混乱を防止する措置を講ずる。
旅 客 対 策 副 部 長	旅客対策副部長は、旅客対策部長の補佐を行い対策部長不在時には職務の代行を行う。
庶 務 対 策 部 長	<ol style="list-style-type: none"> 地震防災対策に必要な資機材等の整備、点検および手配を行う。 社屋その他の使用施設の防災措置を行う。
庶 務 対 策 副 部 長	庶務対策副部長は、庶務対策部長の補佐を行い対策部長不在時には職務の代行を行う。
各 部 員	各部員は、所属部長の命を受け地震防災対策を実施する。
防 災 対 策 船	防災対策船は、防災対策部長の命を受け旅客船との交信、港湾事情等の情報の提供および資機材の旅客船への搬送等を行う。

情報の伝達経路



防災対策実施状況通報機関一覧表

通 報 機 関	通 報 部 署	電 話 番 号	通 報 方 法	通 報 の 有 無
愛媛運輸支局 今治海事事務所	運航労務監理官	(0898) 33-9003	電話	有
海 上 保 安 部	新居浜海上保安署	(0897) 32-0118	電話	有
愛媛旅客船協会	石崎汽船(内)	(089) 951-0128	電話	有

制定日

2006. 12. 20

最終改定実施日

2025.12.01

改定履歴 第4条関係（別図1） 第6条関係（別図3）

2016. 7. 1 （経営トップおよび副運航管理者変更）

2019. 7. 1 （経営トップ変更）

2020. 10. 16 （副運航管理者変更）

2021. 5. 1 （防災対策部内の変更） 旅客庶務対策員・防災対策船

2022. 3. 1 （旅客対策部内の変更） 安全環境品質保証室長

2022. 10. 12 （地震防災対策組織の変更） 本部長付副本部長

2023. 7. 12 （地震防災対策組織、情報の伝達経路の変更） 業務部長他

2024. 7. 10 （経営トップ、海運部長、運航管理者の交代に伴う変更）

2025. 10. 28 （旅客船庶務対策員・運航管理者補助者の連絡先および役職変更） 業務部長
（旅客船対策部部長の連絡先変更） 総務部長の追加

2025.12.01 （副運航管理者の交代およびそれに伴う地震防災対策組織編成表の修正）